



# Press Release

令和3年3月30日

## 東九州自動車道「高鍋～西都」間における 4車線化の事業箇所決定に関する知事コメント

本日、国土交通省から、東九州自動車道の「高鍋～西都」間のうち約4.7kmを、国土強靱化に資する道路ネットワークの機能強化として、暫定2車線区間の4車線化の事業箇所に決定したとの発表がありました。

東九州自動車道は、切迫する南海トラフ地震や激甚化・頻発化する自然災害から生命・財産を守る「命の道」であり、また、人口減少下において、生産性向上による更なる経済成長を実現させる「活力の道」であります。

このたびの決定により、災害時において信頼性の高い通行機能が確保されることや、平常時においても、時間信頼性や事故防止に大きく寄与することが期待され、大変嬉しく思っております。

国土交通省をはじめ、関係された方々に対し、御礼を申し上げますとともに、これまで御尽力頂いた、国会議員、県議会議員、沿線自治体、経済団体、道づくりを考える女性の会など、長年にわたり力強く応援して頂いた皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

県といたしましては、引き続き沿線自治体等と連携を図るとともに、当事業の事業主体となる西日本高速道路株式会社に協力しながら、暫定2車線区間の早期4車線化に向けて、全力で取り組んでまいります。

(問合せ先)

県土整備部 高速道対策局 高速道対策担当

担当者：法元、湯川

電話：0985-26-7200 (内線6582)